

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No.191 2017. 11. 18
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

大阪仕業検査車両所における労働監視・強制労働に反対！

11月6日、大阪仕業検査車両所において移動禁止合図器の誤扱いが発生しました。
今年度に入って2度目の誤扱いです。

しかし、大阪仕業検査車両所においては庫0番線から7番線まで8本ある庫線の移動禁止合図器を扱っているのは「仕業班長」のみであり、車両の出入り、電話対応、関連会社との打ち合わせなど諸々の作業が輻輳した場合は勘違いも含めて誤扱いが発生しやすい状況であることは間違いありません。

会社は移動禁止合図器の誤扱いが起こる度に、機器への色つけなどを通じた取扱者の手順や声出しなどソフト面での対策しか行ってきませんでした。この間現場では、「移動禁止合図器を取り扱う際に使用する鍵が全線において同一の物であり、勘違いなどがあった場合に誤扱いをハード面で防止出来ないため、各番線の鍵を同一の物から個別の鍵に取り替ええれば、かなりの数の移動禁止合図器の誤扱いは防止出来る」との声が出されていました。現場では一向になくならない誤扱いに対し、ハード面での防止対策を求めていたのである。

しかし、会社は上記の様な現場の声にも関わらず今回の誤扱いを契機に、移動禁止合図器を扱う班長の一挙手一投足を録画するという暴挙的対策を取ってきました。

四六時中の動作を録画される班長の苦痛は想像に難くない。作業の合間におけるリラックスや日常会話さえできなくなってしまう恐れが生じるからです。

私たちは今回の会社の対応を強制労働を禁止した労働基準法第5条に抵触すると考えます。

労働基準法第5条（強制労働の禁止）とは

使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意志に反して労働を強制してはならない。（「ウィキペディア」より抜粋）

この条文に書かれている「その他精神又は身体を不当に拘束する手段」の拘束とは、社会通念上是認し難き程度の手段の意味であり、必ずしも「不法」なもののみに限られず、合法的なものであっても不当なものになることがあります。

つまり、労働者の保護の見地から、当該労働者の意思に反して労働を強制していると評価できる場合には、本条の規制の対象となります。（「講義 社労士合格ゼミナール」より抜粋）

今回の「24時間の録画」は作業を録画することを通じた

精神的迫害・圧迫を加える手段を通じた労働の強制であると考えます。

私たちは、今回の会社による強制労働に反対します！